

高取町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による高取町（以下「本町」という。）への寄附の促進と、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスの提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、本町及び取りまとめ事業者が協議の上、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加いただけないことがあります。

- (1) 関係法令に沿った生産、販売、サービスの提供を行っていること。
- (2) 申込み時に町税等に滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、高取町暴力団排除条例（平成23年12月9日高取町条例第17号）に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (4) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ事業者との連絡が電子メールで確実にできる状態であること。

3 募集する商品（お礼品）

- (1) 次の要件を全て満たしている商品であること。

ア 本町の魅力が体感できる商品や本町のPRにつながる要素を持った商品であること。

イ 品質及び数量の安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なものも取り扱うものとします。

ウ 消費（賞味）・使用期限が集荷日から4日以上のももの。

- (2) 募集する商品（お礼品）の価格

概ね900円から30万円。尚、お礼品の価格には梱包費・消費税及び地方消費税額を含むものとします。

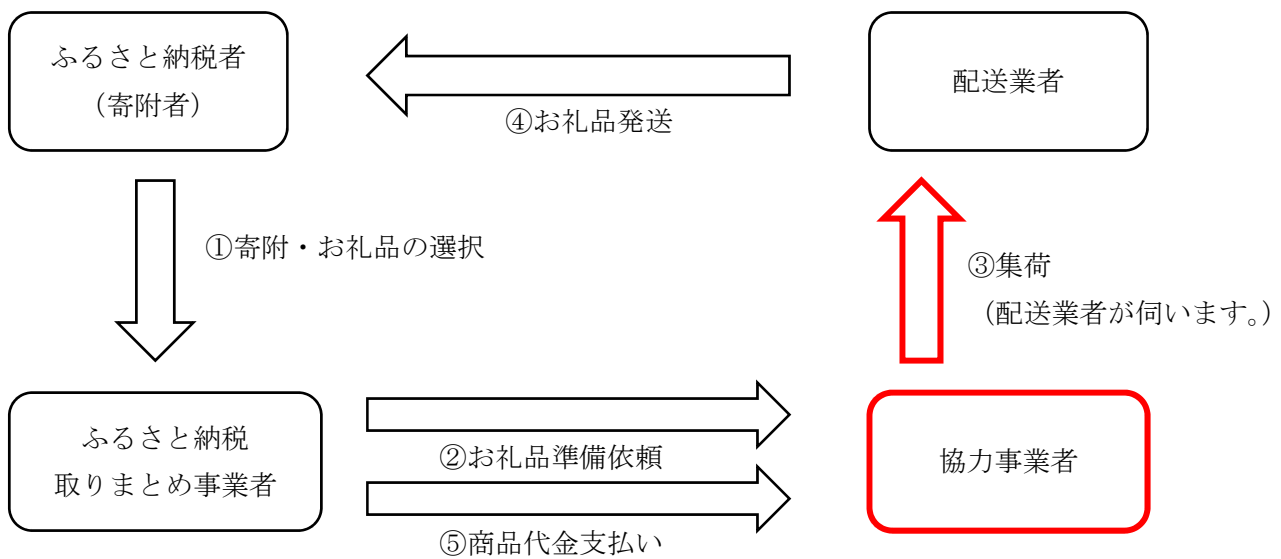
4 高取町の負担額

お礼品の代金と送料は本町が全額負担します。

5 協力事業者のメリット

- (1) 本町及びふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) ふるさと納税パンフレット等において、お礼品の画像、商品名、事業者名を掲載します。
- (3) お礼品発送時に、自社のパンフレットを同封することで、自社製品の販売促進及びPRが可能です。

6 事業イメージ



7 取りまとめ事業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客、配送に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ事業者として指定しています。

【取りまとめ事業者】

株式会社 さとふる

[本社]

住 所：東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13階

TEL：03-6262-7415

[西日本営業所]

住 所：大阪府大阪市北区大深町 4番 20号 グランフロント大阪 タワーA 22階

TEL：06-6292-5551

8 申込み期間

随時

9 申込み方法

「ふるさと納税協力事業者申込書」(別紙様式)に必要事項を記入の上、取りまとめ事業者へ提出する「事業者登録シート」、「お礼品登録シート」、「商品(お礼品)画像」、お礼品に同封するパンフレット等を添付して提出してください。

【提出先】

高取町役場 総務課

住 所：奈良県高市郡高取町観覚寺990番地1

TEL：0744-52-3334

FAX：0744-52-4063

10 協力事業者の選考方法

申込み内容や企業活動を総合的に判断し、協力事業者を決定します。

11 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、高取町個人情報保護条例（平成29年12月8日高取町条例第18号）及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送時に同封したパンフレット等による寄附者からの商品申込み等により入手された個人情報は対象外です。

12 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ事業者へ報告するものとします。
- (3) 本町は、協力事業者が本要領2及び3の規定に適合しなくなった場合は、協力事業者とは認めません。

(別紙様式)

ふるさと納税協力事業者申込書

年 月 日

高取町長 殿

所在地
名 称
代表者名

⑩

高取町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領に基づき、協力事業者として申し込みます。申し込みにあたっては、高取町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領を遵守することを宣誓します。

また、町税等の滞税状況の確認調査が行われることに同意します。